

○日本育英会債券発行に係る受託会社の選定方法等に関する規程

平成13年4月23日

達第1016号

(趣旨)

第1条 日本育英会法（昭和59年法律第64号）第32条第1項に規定する日本育英会債券（以下「債券」という。）の発行に係る受託会社の選定方法等については、この規程の定めるところによる。

(重要事項の決定)

第2条 債券発行に係る次に掲げる事項は、常任理事会（以下「理事会」という。）の審議を経て、理事長が決定するものとする。

- (1) 格付会社、募集の受託会社及び引受証券会社の選定方法に関すること。
- (2) 格付会社、募集の受託会社及び引受証券会社の決定に関すること。
- (3) その他債券発行に関する重要事項に関すること。

2 理事会は、前項の審議に当たっては、次条の規定に基づき、財投機関債の発行に関する検討委員会規程（平成12年1月31日達第995号）第1条に規定する財投機関債発行検討委員会（以下「委員会」という。）に必要な報告を求めることができる。

(委員会との関係)

第3条 委員会は、理事会の求めに応じ、重要事項の調査検討の結果を理事会に報告するものとする。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この規程は、平成13年4月23日から施行する。